山橋地区(南山形地区)実質化された人農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日	
石川町	山橋地区(南山形地区)	令和4年1月31日	令和4年1月31日	

1 対象地区の現状について

<u>1</u>)±	72ha				
27	67ha				
(3)±	③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計				
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.59ha			
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha			
4 ±	④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 6.4ha				
(備考)					

2 対象地区の課題

南山形地区の農地の状況については、70歳以上で後継者未定の耕作面積が3.59ha、中心経営体の引き受け意向のある耕作面積が6.4haであり、農事組合法人を中心に集積がなされている状況にあるが、法人の構成員の高齢化が進んでいることもあり、今後地区の農業を守り維持していくためには若年後継者の確保、育成が必要である。

【地域の話し合いにおいて出された課題】

- ①鳥獣害(主にイノシシ)が多く、耕作意欲を削いでいる。
- ②水の便が悪い。
- ③地区の主要な作目であるWCS用稲の収穫作業が外部によるものであることから、作付け計画が立てづらい。
- ④草刈りにかかる労力が大きい。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

南山形地区の農地利用は、水田については中心経営体である農事組合法人1法人が主体となって担っていき、 畜産農家である認定農業者2名及び認定新規就農者1名と連携し、WCS用稲を中心に作付け計画を作成する。 また、今後地域内に新規就農者や後継者が就農した場合には、中心経営体に位置づけ農地の集積・集約化により効率的に活用していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
	-		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
計		4経営体		31.6 ha		38 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

島獣被害防止対策の取組方針

石川町が補助を支出している電気柵の導入を検討するが、根本的な解決にはならないことから、地域として撒き狩りの実施を検討する。

・作付け条件改善のための取組方針

水の便が悪く、また排水路についても整備が十分でないことから、多面的機能直接支払制度を活用して整備を進めるとともに、補助事業を活用し作付け条件の改善を行う。

・水田における転換作物への取組方針

地区の水田における主要作目であるWCS用稲を推進するため、本地区は需要者と作付け者が紐づいた地区であることから、両者一体となって作付け計画の調整を行う。

・農地の維持・管理への取り組み方針

草刈りにかかる費用・労力の削減のため、防草ネット又は雑草が生えにくくなるグランドカバーの導入やシルバー人材への草刈りの作業委託及び省力化のための機械の導入を検討し、地域の中心経営体が営農に集中できるようにする。